

# 第 1 7 回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木曜日） 開始 1 5 : 0 0 終了 1 7 : 0 0

会 場 串間市役所 3 階大会議室

## 出席農業委員 1 3 名

|           |        |       |       |       |       |         |       |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|
| 1 番（会長）   | 原田 俊一  | 6 番   | 牧野 菜那 | 1 4 番 | 松本 壽利 | 2 5 番   | 廣見 安彦 |
| 2 番（会長代理） | 奥村 千扶子 | 1 1 番 | 安永 博行 | 1 9 番 | 松田 富夫 | （4 番欠番） |       |
| 3 番       | 田中 達成  | 1 2 番 | 野邊 康德 | 2 0 番 | 島田 正弘 |         |       |
| 5 番       | 森 通弘   | 1 3 番 | 堀口 宗幸 | 2 3 番 | 上村 眞司 |         |       |

## 欠席農業委員 0 名

## 出席推進委員 1 3 名

|       |       |       |       |       |        |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 7 番   | 谷口 昭  | 1 5 番 | 川崎 博樹 | 2 1 番 | 中嶋 悦雄  | 2 7 番 | 山口 浩幸 |
| 8 番   | 武田 秀俊 | 1 6 番 | 内田 浩輔 | 2 2 番 | 川崎 正博  |       |       |
| 9 番   | 河野 良人 | 1 7 番 | 本川 理恵 | 2 4 番 | 石上 平八郎 |       |       |
| 1 0 番 | 北原 裕紀 | 1 8 番 | 山口 広昭 | 2 6 番 | 川崎 竜雅  |       |       |

## 欠席推進委員 0 名

議事録署名委員 3 番 田中 達成 、 1 3 番 堀口 宗幸

|         |     |             |                                |
|---------|-----|-------------|--------------------------------|
| 議 事 日 程 | 第 1 | 報 告         | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について    |
|         | 第 2 | 議案第 1 0 9 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について         |
|         | 第 3 | 議案第 1 1 0 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について         |
|         | 第 4 | 議案第 1 1 1 号 | 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）        |
|         | 第 5 | 議案第 1 1 2 号 | 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）        |
|         | 第 6 | 議案第 1 1 3 号 | 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分） |
|         | 第 7 | 議案第 1 1 4 号 | 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：再配分） |

|       |     |      |        |     |        |     |       |
|-------|-----|------|--------|-----|--------|-----|-------|
| 出席事務局 | 5 名 | 事務局長 | 河野 あずさ | 次 長 | 山口 憲一  |     |       |
|       |     | 調整係長 | 内田 葵   | 主 事 | 野邊 恵利菜 | 主 事 | 谷口 哲平 |

議長（１番）

ただいまから、第１７回農業委員会定例総会を開催いたします。  
本日の出席委員は、『農業委員１３名、農地利用最適化推進委員１３名』でございます。  
農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（１番）

**議事録署名委員の指名**

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員は、  
３番 田中 達成 委員  
１３番 堀口 宗幸 委員 をお願いします。

議長（１番）

**報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について**

それでは議案審議に入ります。  
まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。  
今回の合意解約は３件でございます。内容といたしましては、農地売却、農地贈与が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思います。以上でございます。

議長（１番）

**議案第１０９号：農地法第３条の規定による許可申請について**

次に議案第１０９号、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。６番委員と２７番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により退室をお願いします。  
暫時休憩します。

（ ６番委員、２７番委員 退室 ）

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（１番） | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>議案第１０９号は、申請番号１番から５番の５件であります、先に４番と５番の２件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局    | <p>議案第１０９号、農地法第３条の規定による許可申請は、申請番号１番から５番の５件でございますが、先に４番と５番の所有権移転に関する２件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請２件は、４ページにあります農地法第３条第２項第１号・第３号・第４号・第５号・第６号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長（１番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号４番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| １０番委員  | <p>議案第１０９号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号４番の所有権移転に関する１件でございます。４番につきましては、渡人は市外在住で申請地を管理できないため、現在の耕作者である受人へ贈与し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人世帯は水稻と施設野菜の複合経営であり、農業従事状況については、本人と父、常時雇用者３人が３００日、妻と母が２５０日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は水稻地帯であり、農薬の使用は地域の防除基準を遵守し、ヘリ防除・水利調整・地域で行われる草刈り等にも参加されるため問題ありません。なお、今回の申請は申請人が認定農業者であり、受人所有地の隣接地である申請地を集積するため、農地利用の最適化が図られると考えます。以上、申請番号４番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。</p> |
| 議長（１番） | <p>次に５番について、２５番委員より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ２５番委員  | <p>議案第１０９号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号５番の所有権移転に関する１件でございます。５番につきましては、渡人である父から子への贈与であり、申請地にはこれまで同様、みかん・季節野菜等の作付けや水稻の育苗ハウスとして利用する計画です。受人世帯は毎年水稻や果樹等を栽培しており、農業従事状況については、本人が３００日、父が１００日、母が１５０日の従事がある</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|        |                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25番委員  | <p>ため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地周辺は水田や山林に囲まれています。農薬を使用する場合は地域の防除基準を遵守され、地域で行われる草刈り等にも参加されるため問題ありません。以上、申請番号5番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。</p> |
| 議長（1番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。<br/>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>（なしの声）</p>                                                                                                                                                         |
| 議長（1番） | <p>ないようですのでお諮りいたします。<br/>申請番号4番と5番の2件を決定してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>                                                                                                                                                 |
| 議長（1番） | <p>異議なしということですので、議案第109号、申請番号4番と5番の2件は許可することに決定いたします。<br/>暫時休憩します。</p> <p>（6番委員、27番委員 入室）</p>                                                                                                                            |
| 議長（1番） | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。<br/>次に申請番号1番から3番の3件を議題といたしまして審議決定を行います。<br/>まず、事務局より提案理由の説明を求めます。</p>                                                                                                                                |
| 事務局    | <p>議案第109号、農地法第3条の規定による許可申請について、先ほどご審議いただきました申請番号4番と5番の2件を除く、申請番号1番から3番の所有権移転に関する3件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議</p>               |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局    | をよろしくお願いいたします。以上でございます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長（１番） | 説明はお聞きのとおりでございます。<br>ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| １０番委員  | 議案第１０９号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号１番の所有権移転に関する１件でございます。１番につきましては、渡人は市外在住で申請地を管理できないため、現在の耕作者である受人へ贈与し、受人は申請地に飼料作物を作付けする計画です。受人世帯は畜産農家で毎年飼料作物の作付けを行っており、農業従事状況については、本人と妻と父が３００日、母が２５０日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も飼料作物の作付けがあり、農薬を使用する場合は地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため問題ありません。なお、今回の申請は申請人が認定農業者であり、受人借地に隣接する申請地を集積するため、農地利用の最適化が図られると考えます。以上、申請番号１番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。                                                                                                                              |
| 議長（１番） | 次に２番と３番の２件について、７番委員より説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ７番委員   | 議案第１０９号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号２番と３番の所有権移転に関する２件でございます。まず、２番につきましては、渡人は高齢で申請地を管理できないため、隣接地の耕作者である受人と売買し、受人は申請地に飼料作物を作付けする計画です。受人世帯は畜産農家で毎年飼料作物と水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人と父が３００日、母が２５０日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も飼料作物の作付けがあり、農薬を使用する場合は地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。次に、３番につきましては、渡人は市外在住で申請地を管理できないため、現在の耕作者である受人と売買し、受人は申請地に飼料作物を作付けする計画です。受人世帯は畜産農家で毎年飼料作物と水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人と息子が３００日、妻が２５０日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も飼料作物の作付けがあり、農薬を使用する場合は地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号２番と３番の所有権移転の２件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件の |

|         |                                                                                                                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 番委員   | すべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。                                                                                                                            |
| 議長（1 番） | 説明はお聞きのとおりでございます。<br>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。<br><br>（ なしの声 ）                                                                                                       |
| 議長（1 番） | ないようですのでお諮りいたします。<br>申請番号1 番から3 番の3 件を決定してよろしいでしょうか。<br><br>（ 異議なしの声 ）                                                                                            |
| 議長（1 番） | 異議なしということでありますので、議案第1 0 9 号、申請番号1 番から3 番の3 件は、許可することに決定いたします。                                                                                                     |
| 議長（1 番） | <b>議案第1 1 0 号：農地法第5 条の規定による許可申請について</b><br>次に議案第1 1 0 号、農地法第5 条第1 項の規定による許可申請についてであります。2 7 番委員に関する事案がありますので退室をお願いします。<br>暫時休憩します。<br><br>（ 2 7 番委員 退室 ）           |
| 議長（1 番） | 休憩前に引き続き会議を開きます。<br>議案第1 1 0 号は、申請番号1 番から5 番の5 件であります。先に5 番の1 件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。                                                                     |
| 事務局     | 議案第1 1 0 号、農地法第5 条第1 項の規定による許可申請は、申請番号1 番から5 番の5 件であります。先に5 番の所有権移転に関する1 件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、申請番号5 番の農地区分は、8 ページにあります農地法第5 条第2 項第1 号ロ、集団的に存在する農地又は良好な営農 |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局    | <p>条件を備えている農地である「第１種農地」に該当します。しかし、申請地は鉄骨造農機具倉庫及び木造農機具倉庫用地として利用するものであるため、施行令第１１条第１項第２号イ、農業用施設に供するものである場合の不許可の例外に該当しております。したがいまして、申請番号５番の１件につきましては、８ページにあります農地法第５条第２項第１号・第２号・第３号・第４号・第５号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。</p>                                                                                                                                                 |
| 議長（１番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、２５番委員より申請番号５番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ２５番委員  | <p>議案第１１０号、農地法第５条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号５番の所有権移転に関する１件でございます。５番については、渡人である親から子への贈与にあたり、農機具倉庫用地として利用してきた申請地の地目変更をしたく始末書添付で申請されたものです。申請地図面の１９ページから２３ページをご覧ください。申請地の西側は河川、南側は宅地、東側は申請人の畑、北側は道路であります。申請地は北側の道路より低くなっているため雨水は流出することはない、これまでどおり自然浸透で問題ありませんが、余剰分については、南側側溝を通じて東側の水路へ排出されるため土砂流出等の影響はありません。以上、申請番号５番の１件について調査いたしました。農地法第５条第２項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。</p> |
| 議長（１番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>（　なしの声　）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長（１番） | <p>ないようですのでお諮りいたします。</p> <p>申請番号５番を決定してよろしいでしょうか。</p> <p>（　異議なしの声　）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長（１番） | <p>異議なしということでありますので、議案第１１０号、申請番号５番は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（１番） | <p>暫時休憩します。</p> <p>（ ２７番委員 入室 ）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長（１番） | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に申請番号１番から４番の４件を議題といたしまして審議決定を行います。</p> <p>まず、事務局より提案理由の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局    | <p>議案第１１０号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、申請番号１番から４番の所有権移転に関する４件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請番号１番から４番の４件につきましては、８ページにあります農地法第５条第２項第１号・第２号・第３号・第４号・第５号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長（１番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、２番委員より申請番号１番から２番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ２番委員   | <p>議案第１１０号、農地法第５条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号１番と２番の所有権移転に関する２件でございます。まず、１番については、受会社が申請地に太陽光発電施設を設置し、売電事業を行うため申請されたものです。申請地図面の１ページから４ページをご覧ください。申請地の北側と西側は宅地、東側は道路、南側に農地がありますが、土地造成は整地、転圧のみで盛土は行わないため土砂流出等の恐れはありません。また、雨水は自然浸透に加え、西側の排水路および東側の道路側溝へ排出しますので問題ありません。次に、２番については、受人は申請地を自宅敷地の一部として使用していましたが、今回名義変更したく始末書添付で申請させたものです。申請地図面の５ページから８ページをご覧ください。申請地の周囲は宅地・原野で農地はなく、雨水は自然浸透で問題ありません。以上、申請番号１番と２番の２件について調査いたしました、農地法第５条第２項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお祈いします。</p> |
| 議長（１番） | <p>次に３番について１２番委員より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

12番委員

議案第110号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番の所有権移転に関する1件でございます。3番については、受人が居住する借家の老朽化に伴い、申請地に個人住宅を新築したく申請されたものです。申請地図面の9ページから12ページをご覧ください。申請地の北側と西側は道路、南側は宅地・雑種地、東側に農地がありますが、周囲にブロック塀を設置するため土砂流出等の影響はないと考えます。また、雨水は雨水桝及び溜枒を利用し、生活雑排水についても浄化槽を通じて西側側溝に排出するため問題ありません。以上、申請番号3番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に4番について19番委員より説明をお願いします。

19番委員

議案第110号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号4番の所有権移転に関する1件でございます。4番については、受人は繁殖牛の経営をしていますが、既存牛舎の隣接地である申請地に堆肥舎を建築したく申請されたものです。申請地図面の13ページから18ページをご覧ください。申請地の北側は山林、東側は牛舎、南側は道路、西側に農地がありますが、境界から2m距離を置いて建設し、畦畔を設置する計画であるため土砂流出等の影響はないと考えます。また、雨水は自然浸透で問題ありません。以上、申請番号4番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請番号1番から4番の4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

|        |                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（１番） | 異議なしということですので、議案第１１０号、申請番号１番から４番の４件は許可相当とし、意見を付して県へ副申します。                                                                                                                                                         |
| 議長（１番） | <p><b>市長部局提案</b></p> <p>次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。</p>                                                                                                              |
| 事務局    | <p>令和６年１０月分につきましては、串間市長より令和６年１０月１７日付で、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。</p> <p>内容につきましては、議案第１１１号、所有権移転が３件、面積が１７，４２８㎡、議案第１１２号、利用権設定が７件、面積が３０，６８２㎡でございます。以上でございます。</p>                               |
| 議長（１番） | それではただいまから市の提案について審議に入ります。                                                                                                                                                                                        |
| 議長（１番） | <p><b>議案第１１１号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）</b></p> <p>議案第１１１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分ではありますが、１４番委員と２７番委員に関する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により退室をお願いします。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>（ １４番委員、２７番委員 退室 ）</p> |
| 議長（１番） | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>議案第１１１号は、申請番号１番から３番の３件ではありますが、先に２番と３番の２件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。</p>                                                                                                             |
| 事務局    | 議案第１１１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転は申請番号１番から３番の３件でございますが、先に２番と３番の２件について説明いたします。事務局によります                                                                                                                 |

|         |                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局     | 申請書類の審査において、今回の申請 2 件は、1 2 ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号・第 2 号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。以上でございます。                                                              |
| 議長（1 番） | 説明はお聞きのとおりでございます。<br>ただいまの説明に対しまして、1 8 番委員より申請番号 2 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。                                                                                                          |
| 1 8 番委員 | 議案第 1 1 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号 2 番の 1 件を報告します。2 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。 |
| 議長（1 番） | 次に 3 番について 2 5 番委員より説明をお願いします。                                                                                                                                                        |
| 2 5 番委員 | 議案第 1 1 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号 3 番の 1 件を報告します。3 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。   |
| 議長（1 番） | 説明はお聞きのとおりでございます。<br>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。                                                                                                                                           |
|         | （ なしの声 ）                                                                                                                                                                              |
| 議長（1 番） | ないようですのでお諮りいたします。<br>申請番号 2 番と 3 番の 2 件を承認してよろしいでしょうか。                                                                                                                                |
|         | （ 異議なしの声 ）                                                                                                                                                                            |

|        |                                                                                                                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（１番） | <p>異議なしということですので、議案第１１１号、申請番号２番と３番の２件は承認し、市へ通知いたします。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>（ １４番委員、２７番委員 入室 ）</p>                                                                                               |
| 議長（１番） | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に申請番号１番を議題といたしまして審議を行います。</p> <p>まず、事務局より提案理由の説明を求めます。</p>                                                                                                           |
| 事務局    | <p>議案第１１１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号１番の１件について説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１件は、１２ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。</p> |
| 議長（１番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、７番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。</p>                                                                                                             |
| ７番委員   | <p>議案第１１１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号１番の１件を報告します。１番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>                   |
| 議長（１番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p>                                                                                                                           |
| 議長（１番） | <p>ないようですのでお諮りいたします。</p> <p>申請番号１番を承認してよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                            |

( 異議なしの声 )

議長 ( 1 番 )

異議なしということですので、議案第 1 1 1 号、申請番号 1 番は承認し、市へ通知いたします。

**議案第 1 1 2 号：農用地利用集積計画の承認について ( 利用権設定 )**

議長 ( 1 番 )

次に議案第 1 1 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ではありますが、当該議案は 1 4 番委員と私に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により退室をお願いします。また、議長を会長代理に交代します。  
暫時休憩します。

( 1 番委員、1 4 番委員 退室 )

議長 ( 2 番 )

休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案第 1 1 2 号は、申請番号 1 番から 7 番の 7 件ではありますが、先に 5 番と 7 番の 2 件の審議に入ります。  
まず、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 1 1 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号 1 番から 7 番の 7 件でございますが、先に 5 番と 7 番の 2 件について説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 2 件は、1 2 ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号・第 2 号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。  
以上でございます。

議長 ( 2 番 )

説明はお聞きのとおりでございます。  
ただいまの説明に対しまして、1 8 番委員より申請番号 5 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1 8 番委員

議案第 1 1 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号 5 番の 1 件を報告します。5 番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られる

|        |                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18番委員  | ため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。                                                                                                                                                  |
| 議長（2番） | 次に7番について、26番委員より説明をお願いします。                                                                                                                                                   |
| 26番委員  | 議案第112号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号7番の1件を報告します。7番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。 |
| 議長（2番） | 説明はお聞きのとおりでございます。<br>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。                                                                                                                                  |
|        | （なしの声）                                                                                                                                                                       |
| 議長（2番） | ないようですのでお諮りいたします。<br>申請番号5番と7番の2件を承認してよろしいでしょうか。                                                                                                                             |
|        | （異議なしの声）                                                                                                                                                                     |
| 議長（2番） | 異議なしということですので、議案第112号、申請番号5番と7番の2件は承認し、市へ通知いたします。<br>暫時休憩します。                                                                                                                |
|        | （1番委員、14番委員 入室）                                                                                                                                                              |
| 議長（1番） | 休憩前に引き続き会議を開きます。<br>議長を会長代理より交代します。<br>それでは申請番号1番から4番と6番の5件の審議に入ります。<br>まず、事務局より説明をお願いします。                                                                                   |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局    | 議案第１１２号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１番から４番と６番の５件について説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、この申請５件は、１２ページにあります農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。また、申請番号１番、２番、３番、４番の借受人を認定新規就農予定者と記載していますが、令和６年１０月２８日付で認定されたことを申し添えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。 |
| 議長（１番） | 説明はお聞きのとおりでございます。<br>ただいまの説明に対しまして、７番委員より申請番号１番と２番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                       |
| ７番委員   | 議案第１１２号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号１番と２番の２件を報告します。この２件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。                                                                               |
| 議長（１番） | 次に３番と４番の２件について、１６番委員より説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                    |
| １６番委員  | 議案第１１２号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号３番と４番の２件を報告します。この２件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。                                                                               |
| 議長（１番） | 次に６番について、２１番委員より説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                          |
| ２１番委員  | 議案第１１２号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号６番の１件を報告します。６番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。                                                                                      |
| 議長（１番） | 説明はお聞きのとおりでございます。                                                                                                                                                                                                                                                   |

|        |                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（１番） | <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p>                                                                                                                                                                             |
| 議長（１番） | <p>ないようですのでお諮りいたします。<br/>申請番号１番から４番と６番の５件を承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（ 異議なしの声 ）</p>                                                                                                                                            |
| 議長（１番） | <p>異議なしということでありますので、議案第１１２号、申請番号１番から４番と６番の５件は承認し、市へ通知いたします。</p>                                                                                                                                                           |
| 議長（１番） | <p><b>議案第１１３号：農用地利用集積計画の要請について（貸借権設定：新規分）</b></p> <p>次に議案第１１３号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定・新規分、申請番号１番から４７番の４７件を議題といたしまして審議を行います。<br/>まず、事務局より提案理由の説明を求めます。</p>                                       |
| 事務局    | <p>議案第１１３号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規配分は申請番号１番から４７番の４７件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請４７件は、２０ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号・第４号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。</p> |
| 議長（１番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。<br/>ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番から４７番の４７件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                 |
| １０番委員  | <p>議案第１１３号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号１番から４７番の４７件を報告します。この４７件においては、農地中間管理事業の</p>                                                                                                                  |

|        |                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10番委員  | <p>推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者および地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                           |
| 議長（1番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。<br/>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>（なしの声）</p>                                                                                                                                                         |
| 議長（1番） | <p>ないようですのでお諮りいたします。<br/>申請番号1番から47番の47件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>                                                                                                              |
| 議長（1番） | <p>異議なしということでありますので、議案第113号、申請番号1番から47番の47件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。</p>                                                                                                                                        |
| 議長（1番） | <p><b>議案第114号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：再配分）</b></p> <p>次に議案第114号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定・再配分、申請番号1番から15番の15件を議題といたしまして審議を行います。<br/>まず、事務局より提案理由の説明を求めます。</p>                                           |
| 事務局    | <p>議案第114号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号1番から15番の15件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請15件は、20ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。<br/>以上でございます。</p> |

|        |                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（１番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。</p>                                                                                                                                                                                       |
|        | <p>ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番から１５番の１５件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                            |
| １０番委員  | <p>議案第１１４号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号１番から１５番の１５件を報告します。この１５件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者および地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく願いたします。</p> |
| 議長（１番） | <p>説明はお聞きのとおりでございます。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>（　なしの声　）</p>                                                                                                                                         |
| 議長（１番） | <p>ないようですのでお諮りいたします。</p> <p>申請番号１番から１５番の１５件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>（　異議なしの声　）</p>                                                                                              |
| 議長（１番） | <p>異議なしということでありますので、議案第１１４号、申請番号１番から１５番の１５件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。</p>                                                                                                                             |
| 議長（１番） | <p>以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第１７回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。</p>                                                                                                                      |

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

1 番 (会長) 原田 俊一

2 番 (会長代理) 奥村 千扶子

議事録署名委員

3 番 田中 達成

1 3 番 堀口 宗幸